

資料 3

平成 29 年度主要な政策に係る 事前分析表各測定指標に対するご意見伺い

1 依頼の背景

平成 30 年度に評価を実施する総務省の主要政策に係る事前分析表の作成を行うにあたり、平成 29 年度と同様に、現在公表されている総務省の主要政策に係る事前分析表、特に、測定指標の問題点等について、有識者の皆様の問題意識等を関係部局に早期に伝えて、作成作業に反映させるべく、ご意見を伺うものです。

2 お願いしたい作業

平成 30 年度に評価を実施する下記の 6 政策の事前分析表について、別添「平成 29 年度主要な政策に係る事前分析表各測定指標チェックの視点」をご確認の上、現行の平成 29 年度事前分析表で設定されている各政策の各測定指標につきまして、その適否、問題点、改善点、不足している測定指標の有無等のご意見をいただきますようお願いいたします。

【対象政策】平成 30 年度事前分析表作成実施政策（6 政策）

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

政策 7 選挙制度等の適切な運用

政策 11 放送分野における利用環境の整備

政策 12 情報通信技術利用環境の整備

政策 14 ICT 分野における国際戦略の推進

政策 17 恩給行政の推進行政評価等による行政制度・運営の改善

※参考として、現時点版の事前分析表を添付いたします。

3 提出方法

別紙様式「有識者のご意見」に記載いただく等して（様式記載以外の適宜の方法でも結構です。）、先生のご意見・コメント等を当課宛送付いただきますようお願いいたします。

なお、提出されたご意見は、関係部局に配付するとともに、有識者会議の資料として使用、総務省HPへの公表を行うことも想定しておりますので、あらかじめご了解願います。

4 注意点

(1) 資料 3 でご意見をいただくのは、現在、設定・公表されている事前分析表の各測定指標に対する適否や問題点、改善点、不足している測定指標等についてです。

有識者等の指摘を踏まえて作成された平成 30 年度事前分析表案の内容確認等については、平成 30 年度総務省主要政策評価書案の内容確認と合わせて、別途、総務省の政策評価に関する有識者会議を開催し、審議をお願いする予定（平成 30 年 6 月以降に開催を予定）です。

(2) 平成 30 年度における事前分析表の様式や記載要領に関するご意見につきましては、別途、資料 1 でご意見をお伺いします。

資料 3

別添

平成 29 年度主要な政策に係る事前分析表各測定指標チェックの視点

(ご覧いただきたいポイント)

- ① 現在、設定されている各測定指標は、政策の目標達成を測る上で適切な測定指標となっているかどうか。
- ② 現在、設定されている各測定指標は、政策の目標達成を測る上で適切でない
とすれば、どのような点で適切でないのか。
(測定結果の内容が不明確、測定結果と目標達成との関係が不明 等)
- ③ 現在、設定されている各測定指標の中で、政策の目標達成を測る上で設定の
必要性が薄い測定指標があるかどうか。
(別の測定指標の測定内容と重複している、この測定指標では目標達成の度合
いを測れない 等)
- ④ 現在、設定されている各測定指標の中で、政策の目標達成を測る上で上記②、
③の問題があるとした場合、どのような改善・修正が必要か。
- ⑤ 現在、設定されている各測定指標以外で、政策の目標達成を測る上で必要な
測定指標があるか。あるとすればどのような測定指標が必要と考えるか。
(事前分析表の「施策の概要」や「基本目標」等の記載と比べて、この分野
の測定指標がない 等)

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑤)

政策(※1)名		政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 前田 一浩		
政策の概要		地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】(※2)		【最終アウトカム】: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 【中間アウトカム】: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。				政策評価実施予定時期		平成30年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
					年度ごとの実績(値) ^(※3)						
				基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度			
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するために地方財政計画の策定等を実施	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額(通常収支)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支)66.9%	26年度	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 平成28年度一般財源総額(通常収支)61兆6,792億円 (水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支)67.5%	平成29年度一般財源総額(通常収支)62兆803億円 (水準超経費除き60兆2,703億円) 平成29年度一般財源比率(通常収支)67.0%	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】 【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額(通常収支)60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率(通常収支)65.7% 平成25年度一般財源総額(通常収支)59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率(通常収支)65.4% 平成24年度一般財源総額(通常収支)59兆6,241億円 (水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率(通常収支)65.3%		
		2 地方債依存度 <アウトカム指標> 【AP改革項目関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組①】 【APのKPI】	平成27年度地方債依存度(通常収支)11.1%	26年度	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 平成28年度地方債依存度(通常収支)10.3%	平成29年度地方債依存度(通常収支)10.6%	—	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 平成26年度地方債依存度(通常収支)12.7% 平成25年度地方債依存度(通常収支)13.6% 平成24年度地方債依存度(通常収支)13.6%		
		3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み199兆円	26年度	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 平成28年度末見込み198兆円	平成29年度末見込み195兆円	—	借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円		
		4 地方財政対策の状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	26年度	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 平成28年度財源不足額(通常収支)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 7,536億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆5,133億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	平成29年度財源不足額(通常収支)6兆9,710億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 13,707億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆3,802億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	—	借入金残高 平成26年度財源不足額(通常収支)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支)13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円		
		5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置の実施 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度(当初)5,898億円	26年度	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。 震災復興特別交付税 平成28年度(当初)4,802億円	震災復興特別交付税 平成29年度(当初)4,503億円	—	※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。		

<p>地方財政の健全化を推進すること</p>	<p>地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施</p>	<p>6</p>	<p>実質公債費比率等の状況 <アウトカム指標></p>	<p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、市町村51.0%</p> <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 17 団体 (18公営企業会計)</p> <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 7 団体 (7公営企業会計)</p> <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 5 団体 (5公営企業会計)</p>	<p>26年度</p> <p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p>	<p>29年度</p> <p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p>○平成26年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.1%、市町村8.0% ・将来負担比率 都道府県187.0%、市町村45.8%</p> <p>○平成26年度末における財政健全化団体等の数(平成26年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 11 団体 (13公営企業会計)</p> <p>○平成26年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 7 団体</p> <p>○平成26年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 2 団体 (2公営企業会計)</p>	<p>○平成27年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県12.7%、市町村7.4% ・将来負担比率 都道府県175.6%、市町村38.9%</p> <p>○平成27年度末における財政健全化団体等の数(平成27年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 9 団体 (10公営企業会計)</p> <p>○平成27年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 5 団体</p> <p>○平成27年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 3 団体 (3公営企業会計)</p>	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】</p> <p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2% ・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0%</p> <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</p> <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7%</p> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 19 団体(20公営企業会計)</p> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 27 団体(32公営企業会計)</p> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 6 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 32 団体(38公営企業会計)</p> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 11 団体(12公営企業会計)</p> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 5 団体(6公営企業会計)</p> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 7 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 7 団体(10公営企業会計)</p> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 1 団体(1公営企業会計)</p> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 5 団体(5公営企業会計)</p> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 2 団体(2公営企業会計)</p>
------------------------	---	----------	--	---	---	---	---	--	---

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※4)			関連する 指標 ^(※5)	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号	
		27年度	28年度	29年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	49百万円 (34百万円)	50百万円 (39百万円)	51百万円	1~6	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等 地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析 地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標／(参考)一般財源総額 代替指標／(参考)一般財源比率 代替指標／(参考)地方債依存度 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定 地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> 地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。	0023	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,509,508百万円 (17,509,508百万円)	17,450,428百万円 (17,362,308百万円)	17,151,951百万円	1,4,5	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> 地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。	-	
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	-	-	-	1~5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。	-	
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	-	-	-	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額		17,509,557百万円 (17,509,542百万円)	17,450,478百万円 (17,362,347百万円)	17,152,002百万円	政策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年 6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年 6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7: 選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 照井 光孝			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。		分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等						
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム: 民主政治の健全な発達 中間アウトカム: 日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。		政策評価実施予定時期	平成30年8月						
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)	測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	28年度	29年度			
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図る	①	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討及び実施 <アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」にて①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に各方策の検討を実施	27年度	平成28年度に取りまとめ予定の研究会最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改革を実施	29年度	平成27年度に取りまとめた研究会中間報告を踏まえて、実施可能なものから制度改革を実施するとともに、研究会の最終報告を取りまとめる 平成28年9月に報告を取りまとめた。 中間報告や報告を踏まえ、平成28年7月の参院選に向けて、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化などの公選法改正を行った。その後、在外選挙人名簿の登録制度の見直しや国民審査の期日前投票期間の見直しをはじめ、不在者投票の投票用紙等の改正を行った。	平成28年度に取りまとめ予定の研究会最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改革を実施 -	投票率が低下傾向にある中、現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
	選挙制度の確立に寄与することを目的とした調査研究の実施	2	選挙制度に関する調査研究 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	29年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 -	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等	3	常時啓発事業の実施等 <アウトプット指標>	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り実施。	27年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。	29年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。 ・高校生向け副教材: 生徒用約130万部、教師用約1万2千部 ・出前授業: 実施選管552団体、実施高校936校(いずれも平成28年7月10日までの実施数) ・若者啓発イベントを開催。参加者: 約200人 ・モデル事業: 6件実施 ・研修事業: 21件実施 ・成人用参加型学習教材を作成	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。 -	いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。

<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>制度内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>4</p>	<p>制度の認知度 <アウトカム指標></p>	<p>制度の認知度:約65%(第18回統一地方選意識調査報告書(平成28年2月現在)による)</p>	<p>27年度</p>	<p>制度の認知度:80%以上</p>	<p>29年度</p>	<p>制度の認知度:80%以上</p>	<p>・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、新1年生に配布した。 ・制度の認知度:83.6%(第24回参議院議員通常選挙全国意識調査(平成29年3月)による)</p>	<p>—</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p>
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>可能な限り多くの政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること</p>	<p>5</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) <アウトプット指標></p>	<p>政党本部:100% 政党支部:98.9% 政治資金団体:100% 【平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>29年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【平成27年分収支報告】</p>	<p>—</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>
				<p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率:95.1% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率:94.6% 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>—</p>	
				<p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.4% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>—</p>	
				<p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.8% 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>							

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
		27年度	28年度	29年度			
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	52百万円 (28百万円)	54百万円 (39百万円)	45百万円	1.2.5	<p>国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・代替指標/在外選挙人名簿登録者数<参考指標> ・在外選挙人名簿登録者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催するとともに、必要な技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切に選挙事務が行われ、公職選挙法等の趣旨に則った選挙制度が確立することに寄与する。</p>	0025
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	521百万円 (444百万円)	134百万円 (92百万円)	134百万円	3.4	<p>(1)高校生向け副教材の作成(2)選挙権年齢引下げの周知啓発(3)選挙啓発研修会開催(4)参加型学習教材作成</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 ・代替指標/研修会(3種類)への参加者数:1,243人(平成29年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/啓発イベントへの参加者数:235人(平成29年度) 高校生向け副教材の作成 ・代替指標/副教材の作成部数:130万部(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回 若者フォーラムの開催数:1回 高校生向け副教材の配布学校数:6,739校</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。</p>	0026
(3)	中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業(平成28年度)	—	14百万円 (8百万円)	—	1	<p>選挙人の投票機会の確保や利便性の向上を図るために、中山間地域等における投票所までの巡回バス等の運行や無料乗車券の発行、自動車等を期日前投票所として利用するなどの移動支援の取組、また、これらの取組と共通投票所の設置や期日前投票時間の弾力化等の投票環境向上のための取組を併せて行うなど、全国の選挙管理委員会が行った事例について調査研究を行い、導入経緯や手法、実施にあたっての課題等について、分析・整理し、報告書としてまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 新たに投票環境整備の取組を行う団体数:260(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 優良取組事例をまとめた報告書作成:1回</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業を実施することで、中山間地域等での課題等を分析・整理し、それらを全国の選挙管理委員会の投票に活かすことで、同地域における投票を円滑に行うことができ、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0027
(4)	参議院議員通常選挙に必要な経費(平成28年度)	—	53,462百万円 (52,837百万円)	—	—	<p>平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施 ・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0028

(5)	北海道第5区及び京都府第3区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費(予備費)(平成28年度)	—	422百万円 (395百万円)	—	—	平成28年4月24日執行の北海道第5区及び京都府第3区選出の衆議院議員の補欠選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付するもの。 【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 北海道第5区及び京都府第3区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	0029
(6)	福岡県第6区選出及び東京都第10区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費(予備費)(平成28年度)	—	357百万円 (346百万円)	—	—	平成28年10月23日執行の福岡県第6区及び東京都第10区選出の衆議院議員の補欠選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付するもの。 【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 福岡県第6区及び東京都第10区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	0030
(7)	マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業(平成29年度)	—	—	23百万円	1	更なる有権者の利便性向上のため、選挙の公正を確保することを前提として、選挙事務においてマイナンバー制度を活用することができれば、有権者及び選挙事務を行う選挙管理委員会の双方にとってメリットをもたらすものであると考えられるため、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。 【成果指標(アウトカム)】 新たにマイナンバー制度等を活用した選挙事務を行う団体数:150人(平成31年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:100人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究結果報告書の作成:1回 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4回 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業により、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与する。	新29-0003
(8)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。	
(9)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	4	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。	
(10)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	5	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。	
政策の予算額・執行額		2,162百万円 (1,643百万円)	54,459百万円 (53,738百万円)	201百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		関係部分(抜粋)
						施政方針演説等の名称	年月日
						—	—
							—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-11)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備			担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 齋藤 晴加	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。					政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段		基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	①	26年度	29年度	社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。 ・2018年に衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(BS等4K・8K放送)を実施するために必要な関係省令等の整備案の意見公募等を実施。 ・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の平成28年5月の施行に向けた必要な関係省令等の意見公募等を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 ・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする改正放送法の施行に向け、関係省令等を改正し公布・施行。また、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を策定・公表。 ・BS左旋及び東経110度CS左旋が使用可能になることにより、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等を踏まえ、関係省令の改正を行い、申請者等が使用可能なトランスポンダ数の制限を緩和。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に応じていくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。

			<p>・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>			<p>・VHF帯STL/TTLの周波数の活用を図るためのステレオ放送の番組中継回線及びFMラジオ放送の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップファイラーの導入のために必要な制度整備を実施(平成27年11月)。</p>	<p>・「放送を巡る諸課題に関する検討会視聴環境分科会」及び同分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を設置し、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説について、改正個人情報保護法の施行に伴い必要となる改正事項等の検討を実施。検討を踏まえ、当該ガイドライン及び解説の改正案について意見公募を実施。</p>			
<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等を実施</p>	2	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数<アウトプット指標></p>	26年度	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。</p>	29年度	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する自治体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、各自治体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の自治体。</p>
			<p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>				<p>23回 (このほか、説明会を53回実施)</p>	<p>11回 (このほか、説明会を19回実施)</p>	—	

我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること	放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。	3 テレビ国際放送の受信環境整備状況 <アウトプット指標>	放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。	26年度	引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	29年度	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備（現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等）を推進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】各年度の受信可能世帯数 平成28年度：約2.2億世帯 平成27年度：約2.1億世帯 平成26年度：約2億世帯 平成25年度：約1.9億世帯 平成24年度：約1.6億世帯 【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成29年度：約312.0億円（予算額） 平成28年度：約302.2億円（予算額） 平成27年度：約278.1億円（決算額） 平成26年度：約217.2億円（決算額） 平成25年度：約205.0億円（決算額）
被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること	放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置（固定資産税）による環境整備	4 自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	19%	25年度	100%	30年度	30%	60%	80%	ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波（AM）送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受けやすくなる可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。 当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。 （参考値） 平成26年度 45% 平成25年度 19%
ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること	条件不利地域等におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助	5 ケーブルテレビ網の光化等の整備費用補助の実施状況（件数、金額） <アウトプット指標>	ケーブルテレビ網において、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、当該網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた。	28年度	ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。	29年度	/	/	ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。（8件、8.8億円程度の補助を想定。）	ケーブルテレビ網における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保するとともに、4K・8Kの視聴環境を構築するに当たっては、当該網の光化の促進が必要であることから、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用補助の実施状況について指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
		27年度	28年度	29年度			
(1)	放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)	415百万円 (381百万円)	423百万円 (342百万円)	449百万円	4	<p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター、地上基幹放送事業者等:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地するラジオ親局のエリアにおける世帯のうち、親局の移転・FM補完局等の整備によりカバーされる世帯数:27万世帯(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:28件(平成29年度) ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)の移転・FM補完局等の整備率:80%(平成29年度) ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)の移転・FM補完局等の整備局数(累積):19局(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。</p>	0100
(2)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)	45百万円 (39百万円)	45百万円 (45百万円)	45百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:7件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の項目:7項目(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	0101
(3)	国際放送の実施(昭和26年度)	3,934百万円 (3,934百万円)	3,644百万円 (3,644百万円)	3,544百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項※を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日あたりの放送時間:25.7時間(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	0102
(4)	地域ICT強靱化事業(地方)(平成26年度)	3百万円 (2百万円)	3百万円 (2百万円)	10百万円	2	<p>地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):11.7%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:30回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局に配備した臨時災害放送局用の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体における臨時災害放送局に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設に寄与する。</p>	0103

(5)	テレビジョン放送難視聴対策事業(平成28年度)	-	60百万円 (34百万円)	-	-	<p>難視聴解消のための共聴施設を新設する共聴組合に対し、その事業費の2/3を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 対策地区における難視聴世帯数:0世帯(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 難視聴解消の対策地区数:1地区(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 熊本県南阿蘇村夜峰山山頂に設置されている南阿蘇テレビジョン中継局について、熊本地震の被害により、使用継続が困難となり、放送停止。このため、別の場所(観音桜展望台)に設置した仮設中継局から放送を実施しているが、送信場所の変更に伴い、これまで放送を視聴していた世帯のうち、難視聴となる世帯が発生。このうち、アンテナの調整等では対応できない地区の難視聴の解消を図る。</p>	0104					
(6)	4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業(平成29年度)	-	-	880百万円	5	<p>4K・8K時代の本格化に対応し、4K・8Kの視聴できる環境を全国格差なく整備するため、過疎地域等の条件不利地域における4K・8Kの視聴に必要なケーブルテレビ網の光化等を支援する。 (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kを視聴する世帯数の割合:50%(平成32年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高精細技術の利活用等による、より高精細・高機能な放送サービスや本格的な放送・通信の連携サービスの実現、医療・介護など幅広い分野での社会的課題の解決等の利便を全国格差なく享受可能とする。また、地域密着メディアであるケーブルテレビの4K・8K対応により、約36兆円の経済波及効果(2020年までの累計)を通じた地域経済の活性化や雇用の創出、4K・8Kならではのコンテンツ制作・海外展開等を通じた地域の情報発信力や国際競争力の強化を実現する。</p>	新29-0010					
(7)	エリア放送受信環境整備事業(平成28年度)(復興庁からの移替え)	-	73百万円 (70百万円)	-	-	<p>帰還住民のコミュニティ再生を促進し、帰還の加速化を図るため、行政からの情報やコミュニティ情報を帰還住民に発信できるエリア放送受信環境の整備を支援する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興・再生に遅れが生じている地域の帰還住民のコミュニティ再生を促進し、帰還の加速化を図るため、行政からの情報やコミュニティ情報を帰還住民に発信できるエリア放送受信環境の整備の費用を支援し、帰還者をはじめとする住民に地域コミュニティ情報や防災情報などの各種情報を提供することにより、復興・再生及び避難住民の早期帰還を促進する。</p>	復興庁 0005					
(8)	放送法(昭和25年)	-	-	-	1	<p>次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</p> <p>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。</p> <p>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>						
(9)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)(平成26年)	-	-	-	4	<p>ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。</p>						
政策の予算額・執行額		4,082百万円 (3,974百万円)	3,752百万円 (3,697百万円)	4,610百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	<table border="1"> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	-	-	-
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)										
-	-	-										

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑫)

政策(※1)名	政策12:情報通信技術利用環境の整備			担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他3課 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 竹村 晃一 電波部電波政策課長 田原 康生
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状にあることを踏まえて、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。					政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値) ^(※2)			
施策手段		基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	
①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	25年度 1位を引き続き維持 29年度	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	低廉かつ高速のブロードバンド環境の実現については、国際的な視点からその状況を確認することが重要であることを踏まえて、ランキング上位であればあるほど、公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境が一層進展していると考えられることから、指標として設定。 (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり) :1位(2012年9月時点。OECD通信白書2013)
2	MVNO(Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)の契約数	895万契約(平成26年末)	26年度 1,500万契約(平成28年中) 28年度	—	1,500万契約(平成28年中)	—	MVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備することが重要であることを踏まえて、日本再興戦略2016(閣議決定)において、「MVNO(Mobile Virtual Network Operator)の契約数について、今年中に1,500万契約を目指す。」とされていることから、指標として設定。
				1,155万契約(平成27年末)	1,485万契約(平成28年末)	—	

<p>公正な競争環境の確保等、競争政策の推進</p> <p>低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること</p>		<p>3 公正な競争促進に向けた取組<アウトプット指標></p>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申。</p> <p>・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	<p>26年度</p> <p>・電気通信事業分野における競争促進の取組</p>	<p>29年度</p> <p>・電気通信事業分野における競争促進の取組</p>	<p>・電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・調査研究の成果を基に、平成28年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申(平成27年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施(平成28年1月13日公布)。</p> <p>・電気通信事業の公正な競争の促進のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布。</p>	<p>・電気通信事業分野における競争促進の取組</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえて、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。</p>
---	--	--	---	---	---	--	-----------------------------	---

無料公衆無線LAN環境整備を促進	④	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組 <アウトプット指標>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。 ※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 ・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。 	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 	29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN環境の整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿った利用が見込まれる地点を念頭に無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 ・無料公衆無線LAN整備促進協議会幹事会を平成28年1月12日に開催し、整備の方向性を明らかにするとともに各PTにおける進捗状況や実証実験の進め方について関係者間で共有。 ・上記を踏まえ平成28年2月19日に、今後の取組の方向性について「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を発表し、2月22日より全国15ヶ所で実証実験を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 <p>平成28年2月の取組方針に基づき実施した実証実験の成果を踏まえ、平成28年9月に一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構を設立。当機構が実用化した認証方式を利用したサービスが平成28年10月に開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 <p>—</p>	<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、訪日外国人からの無料公衆無線LANサービスに対するニーズが非常に高いことを踏まえて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは低廉かつ高速な世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。</p>
情報システムのIPv6対応を促進	5	情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 <アウトプット指標>	年7箇所	26年度	前年と同規模(年7箇所)	29年度	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	<p>電気通信サービスの健全な発展の観点に加え、IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施回数を測定指標として設定。</p>

地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備を推進	⑥ 固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数<アウトカム指標>(平成28年12月5日追記(注))	56団体 (平成27年3月末時点)	26年度	対前年度減	29年度	対前年度減	対前年度減	対前年度減	<p>社会的課題の解決や地方創生に資するICTの利活用の基盤となる超高速ブロードバンドの整備推進により、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる環境を確保することが重要であるため、情報通信審議会答申(平成26年12月)においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることを踏まえて、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数の対前年度増減は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。</p> <p>(参考) ・69団体(平成25年度値) ・119団体(平成24年度値) ※平成23年度値については、推計方法が異なるため、未記載。</p>
	特定電子メール法の執行	7 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組<アウトプット指標>	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づき迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	29年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	<p>我が国の電気通信事業者が受信した電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は6割前後で推移している現状を踏まえて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成28年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 7件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 21件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 36件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成25年度値) 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成24年度値) 行政指導(警告メール) 約5,500通 報告徴収 47件 行政処分(措置命令) 8件</p>

<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等による消費者利益保護の推進</p>	<p>⑧</p>	<p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組 <アウトプット指標></p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p> <p>・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>26年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>29年度</p> <p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月)。 ・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析し、電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p> <p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応し、相談内容等から抽出・分析した結果について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、電気通信事業者へ改善・検討を求める事項を取りまとめた。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考(各年度の相談受付件数)】 平成28年度: 9,093件 平成27年度: 10,125件 平成26年度: 6,952件 平成25年度: 7,012件 平成24年度: 6,811件 平成23年度: 7,873件</p>
-----------------------------------	--	----------	--	---	-------------	--	--	---	--	---

等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)等を平成28年3月29日に公布した。
・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組みを実施。

・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。

<p>大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証とその結果の活用促進</p>	9	<p>大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 <アウトプット指標></p>	<p>大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施。</p>	26年度	<p>実証の結果を活用する延べ事業者数10者</p>	29年度	<p>大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。</p>	<p>実証の結果を活用する延べ事業者数8者</p>	<p>実証の結果を活用する延べ事業者数10者</p>	<p>昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラヒックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラヒックが発生した際には、当該トラヒックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっている現状にあることを踏まえて、大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定するもの。 本基準を活用する事業者が増加することは、大規模な異常トラヒックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。</p>
<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性基準等の見直し</p>	⑩	<p>電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討の実施 <アウトプット指標></p>	<p>・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。</p>	26年度	<p>「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。</p>	29年度	<p>「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。</p>	<p>「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。</p>	<p>「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。</p>	<p>電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進んでいる現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。</p>
<p>電気通信機器の技術基準適合性の確保</p>	11	<p>市場調査を行う端末機器の台数 <アウトプット指標></p>	44台	26年度	30台	29年度	30台	30台	30台	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、市場調査を行う端末機器の台数及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数を指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成25年度値) ・市場調査機器台数:45台 ・MRA国際研修会参加者数:159人</p>
	12	<p>MRA国際研修会の参加者数 <アウトプット指標> ※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定</p>	208人	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	<p>(平成24年度値) ・市場調査機器台数:45台 ・MRA国際研修会参加者数:121人</p> <p>(平成23年度値) 市場調査機器台数:17台 ・MRA国際研修会参加者数:93人</p>

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	事業開始の届出や管理規程の作成等電気通信事業法の運用を通じたドメイン名の名前解決サービスの信頼性の確保	13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組 ＜アウトプット指標＞	・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。 ・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な(契約数が数十万以上)ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な(契約数が数十万以上)ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。 ・改正電気通信事業法の施行(平成28年5月21日)後速やかに事業開始の届出等を受理することができるよう、新たに同法の規律の対象となる事業者へ制度の周知を行い、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図った。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い、電気通信事業法の規律の対象となる「ドメイン名電気通信役務」の定義等について必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」を平成28年3月29日に公布した。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な(契約数が数十万以上)ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。 改正電気通信事業法の施行に伴い、ドメイン名電気通信役務を提供する事業者から事業開始の届出等を受理し、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保を図った。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な(契約数が数十万以上)ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	インターネットが民間主導で発展してきた経緯やインターネットが国境を越えたグローバルなものであり、その利用が国民生活や日本経済において重要になっていることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
		14	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模(年2件) 年6件	前年と同規模(年2件) 年22件	前年と同規模(年2件) —	データセンターの地域分散化・活性化の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に向け、指標として設定。なお、周知・啓発活動10件(H26～30年度の5カ年計)で150者以上に周知・啓発する予定。

<p>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p>	<p>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現のため、通信を利用した安全運転支援システムの実現・普及に必要な通信プロトコルの策定を促進</p>	<p>⑮ 安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 <アウトプット指標> ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。(なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施)</p>	<p>25年度</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p>	<p>27年度</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討 ・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」(平成27年7月9日)を公表。 ・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを策定。 ・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>	<p>交通事故の減少のため、ITSを利用した安全確保が喫緊の課題となっており、安全運転支援のための車車間通信等の無線通信のセキュリティ等については未検証であり、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現には不可欠なため、指標として設定。 なお、当初想定した成果が27年度までに得られたため、目標年度を平成27年度までに変更した。 【参考】 平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。</p>
<p>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p>	<p>無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるため、国際調整や国内の他システムとの周波数共用の検討等を実施し、移動通信システム用の周波数帯域幅を確保</p>	<p>16 移動通信システム用の周波数帯域幅の確保 <アウトプット指標></p>	<p>約500MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)</p>	<p>22年度</p>	<p>約2700MHz幅(全体)</p>	<p>32年度</p>	<p>国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議(WRC-15)における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。 WRC-15において、移動通信システム用の新たな周波数の特定について議論を実施。同会議の結果、携帯電話用周波数について1.5GHz帯を全世界共通で利用可能な周波数帯として特定。 また、5GHz帯無線LANの周波数拡大(屋外利用)のための検討を開始。 WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。 2016年10月、情報通信審議会に対し、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」を諮問し、新たな周波数確保に向けた検討を開始。また、2015年12月から、情報通信審議会において、5GHz帯無線LANの利用拡大に向けた検討を継続。</p>	<p>・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。 スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数は逼迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数確保に向けた取組を指標として設定。 【参考】 携帯電話用約740MHz幅(平成26年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成26年度値)</p>

<p>無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等を検討し制度整備を実施</p>	<p>⑰ 新たな電波利用システムの実用化 <アウトプット指標></p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>26年度 電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>29年度 電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 ワイヤレス電力伝送システム(※)など4件 ※今後一層の普及が見込まれるモバイル機器や電気自動車等に対し、より迅速かつ容易な給電を可能とするため、無線技術を活用して非接触で電力伝送を行うシステム。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 無人移動体画像伝送システム(※)など5件 ※自動的に若しくは遠隔制御操作により動作するロボット等の移動体に開設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うための無線通信(当該移動体の制御を行うものを含む。)を行うシステム。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 — ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。 【参考】 12件(平成26年度値)</p>
<p>観光立国が推進される中、訪日観光客等のICT利用環境の向上のため、訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする法改正等の制度整備を実施</p>	<p>18 訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 <アウトプット指標></p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	<p>26年度 訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備</p>	<p>27年度 訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」「平成27年5月公布」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第105号)」等を平成27年12月22日に公布。</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施</p>	<p>増加する訪日観光客等により、海外から持ち込まれる端末も増加しており、これらについて、我が国の技術基準に相当する基準に適合すること等の規律の下で円滑に利用することを可能とすることは、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。</p>	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3)			関連する 指標 ※4)	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
		27年度	28年度	29年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	110百万円 (103百万円)	108百万円 (101百万円)	138百万円	1,2,3,4	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1) 電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (2) 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (3) 通信基盤及びインターネット環境の整備・維持に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 4件(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数: 44件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発達の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0105
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	321百万円 (302百万円)	324百万円 (298百万円)	330百万円	7,8	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確且つタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応及び利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 3件(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数 ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数 ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数 ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受付件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確且つタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0106
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)	37百万円 (35百万円)	33百万円 (33百万円)	29百万円	10,11,12	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しの件数: 1件(平成30年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率: 100%(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数: 30台(平成29年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数: 145人(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進展する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上の実現に寄与する。</p>	0107

<p>(4)</p>	<p>情報通信利用環境整備推進事業(平成23年度)</p>	<p>548百万円 (457百万円)</p>	<p>342百万円 (230百万円)</p>	<p>-</p>	<p>6</p> <p>超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域(※)において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部(1/3、離島については2/3)を補助。これにより、住民の高速インターネットサービスの利用が可能となるほか、医療・福祉・教育等の分野における利活用が可能となるもの。 ※過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村、豪雪地帯。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数:7万世帯(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業実施件数:5件(平成28年度) ・補助事業による整備世帯数:2,957世帯(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助することにより、条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数の減少に寄与する。</p>	<p>0108</p>
<p>(5)</p>	<p>電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)</p>	<p>9百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円 (7百万円)</p>	<p>10百万円</p>	<p>7.8</p> <p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とするとともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0109</p>
<p>(6)</p>	<p>パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証(平成27年度)</p>	<p>50百万円 (49百万円)</p>	<p>25百万円 (25百万円)</p>	<p>-</p>	<p>8</p> <p>電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについては、通信の秘密に該当する場合があるなど、高い機微性を有する一方で、防災・減災、街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されている。このようなパーソナルデータについて、適切な保護を行いつつ利活用を進める上では、事業者による適切な管理運用体制の構築が必要とされている。適切な管理運用体制の構築に当たっては、安全確保のための高度なデータ保存・処理技術を活用することが有用であると考えられるところ、これらの安全確保技術を実証し、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者における適切な管理運用体制の構築を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・主要携帯電話事業者において、匿名化等の加工を施した上で移動体端末の位置情報を活用しているサービスの数:10件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証報告書、ガイドライン等:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、その利活用を推進するため、データ処理・加工・保存における安全確保技術を実証することにより、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者において適切な管理運用体制が構築されることが期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0110</p>

<p>(7)</p>	<p>異常トラヒックの自動遮断実現のための検証(平成27年度)</p>	<p>30百万円 (27百万円)</p>	<p>15百万円 (15百万円)</p>	<p>-</p>	<p>9</p> <p>運用管理主体の異なる複数のネットワーク間で、共有された異常トラヒックの情報を元に通信機器を自動制御することで、大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施する。国民の安心・安全なICT利用環境の確保に資するため、以下の実証を行う。 (1)自動遮断技術の実証 (2)異常トラヒック情報の登録権限を持つ関係者の認証に係る実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証の結果を活用する事業者数:10者(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・異常トラヒックの情報を解析し、自動遮断を行うための基準を策定:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施することにより、自動遮断を行うための基準を策定することで、大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数が増加することとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0111</p>
<p>(8)</p>	<p>離島向け海底光ファイバ整備(平成27年度)</p>	<p>17百万円 (0百万円)</p>	<p>803百万円 (756百万円)</p>	<p>-</p>	<p>6</p> <p>地方公共団体(都道府県)が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の1/3を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用事業者数:3事業者(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・離島向け海底光ファイバ整備完了団体:1団体(平成28年度) ・海底光ファイバ等の中継回線整備離島数:2島(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数の減少に寄与する。</p>	<p>0112</p>
<p>(9)</p>	<p>情報通信基盤整備推進事業(平成28年度)</p>	<p>-</p>	<p>120百万円 (107百万円)</p>	<p>1,149百万円</p>	<p>6</p> <p>地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部(1/3。財政力指数が0.3未満の市町村は1/2、離島市町村は2/3)を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数:25団体(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信基盤整備推進事業による整備世帯数:4,194世帯(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数の減少に寄与する。</p>	<p>0113</p>

(10)	位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業(平成29年度)	-	-	59百万円	<p>通信事業者が取得するパーソナルデータは、位置情報に加え通信の秘密等に関わるプライバシー性の高いものが多く含まれることを踏まえて、当該データの流通に関して関連技術を含むモデルケースの実証を行い、通信事業者とそれを活用する事業者との間で安全に流通させるために必要となるルールとして、具体的には、事業者間で流通させる際の契約モデルの在り方及びB2B2Cモデルを前提とした利用者からの同意取得の在り方等について検証する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・B2B2Cモデルを利用した具体的な事例数: 3件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数: 1件(平成29年度) ・実証報告書、ガイドライン等の件数: 1件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、その利活用を推進するため、データ処理・加工・保存における安全確保技術を実証することにより、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者において適切な管理運用体制が構築されることが期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	新29-0011
(11)	国際VHF周波数変更対策のための損失補償(平成29年度)	-	-	80百万円	<p>平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信用に使用できるようになることが義務付けられているが、我が国では、デジタルデータ通信用となる対象周波数が、船舶航行安全のための船舶港務通信用等として使用されている。このため、海岸局 93局、船舶局6,226局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、船舶航路通信用周波数を国際VHFの他の周波数に変更させるとともに、それに伴い損失が生ずる無線局(海岸局93局、843局)については、電波法第71条第2項を適用して、損失にかかる費用を補償する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数変更命令対象無線局数: 6,319局(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・損失補償を行った無線局数: 440局(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国際VHFデジタルデータ通信システムの新たな周波数割当のため、現在、割当てられている船舶港務通信等の周波数を他の国際VHF帯域に平成29年度から平成31年度の3か年にかけて周波数変更命令を行い、新たな海上通信システムの円滑な導入及び航行安全の通信体制の確保を図る。</p>	新29-0012
(12)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)	205百万円 (103百万円)	253百万円 (147百万円)	396百万円	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその連携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数: 23件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数: 7件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	復興庁 0026

(13)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,2,3,4,8,10,12	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。
(14)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	10	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与する。
(15)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	3	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。
(16)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	7	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。
(17)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	8	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。
(18)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	11,12	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。
(19)	電波法(昭和25年)	-	-	-	16	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。
(20)	データセンター地域分散化促進税制(法人税)(平成25年度)	-	-	-	14	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機)を取得した場合における取得価額の10%の特別償却。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対し、法人税の特別償却を適用することにより、データセンターの地域分散化が促進されることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現することに寄与する。
(21)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	3	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額	2,686百万円 (1,193百万円)	2,031百万円 (1,805百万円)	1,609百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資) (観光) (IT・ロボットによる産業構造の改革)
					経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化
					未来投資戦略2017	平成29年6月9日	第2 具体的施策 II Society 5.0に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ活用基盤の構築 vii) 第5世代移動通信システム(5G)等の情報通信基盤の活用 III 地域経済好循環システムの構築 3. 観光・スポーツ・文化芸術 i) 観光 ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
					世界最先端IT国家創造宣言・データ活用推進基本計画	平成29年5月30日	第2部 官民データ活用推進基本計画 I-2 具体的施策 II-1-(5) 利用の機会等の格差の是正(デジタルデバйд対策)【基本法第14条関係】 ①分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策 ・ 離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進 ・ 電気通信市場における競争促進 ② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策 <観光分野> ・ 事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi 接続できる認証連携の仕組み構築
					科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしたIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム
					まち・ひと・しごと創生総合戦略2016	平成28年12月14日改訂	III. 今後の施策の方向 3. 政策パッケージ (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする (ア) 生産性の高い、活力に溢あふれた地域経済実現に向けた総合的取組 F ICT等の利活用による地域の活性化
					観光ビジョン実現プログラム2017	平成29年5月30日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-14)

政策 ^(※1) 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進				担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他5課室			作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 山崎 良志	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。								政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
					年度ごとの実績(値) ^(※2)						
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度				
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	二国間・多国間における協議を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調	① 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	38回 (22年度～26年度の平均)	26年度 38回程度	29年度 38回程度	38回程度	38回程度	38回程度	円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:45回 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回		
	我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じた、途上国との協力関係の構築・強化	② ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数 <アウトプット指標>	27件 (政務レベル13件) (22年度～26年度の平均)	26年度 27件程度 (政務レベル13件程度)	29年度 27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)		我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。ICT分野における協力強化等を目的とした、途上国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すこと等は、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く途上国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:22件(政務レベル11件) 平成25年度:29件(政務レベル20件) 平成24年度:21件(政務レベル12件) 平成23年度:38件(政務レベル11件) 平成22年度:27件(政務レベル13件)	
					47回	48回	—				
					19件 (政務レベル10件)	23件 (政務レベル16件)	—				

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	ICTインフラ整備、運営及び維持管理等のパッケージ展開の促進	5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 ＜アウトプット指標＞	<p>・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。</p> <p>・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。</p> <p>・上記提言を受け、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会へ提出（平成27年3月3日）。</p>	26年度	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	27年度	<p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」（平成27年6月公布施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目途に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p> <p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」施行のための政省令を平成27年8月に公布。また、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（「支援基準」）を同年11月に告示。平成27年11月25日に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p>			株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点からICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして設立するものであり、同機構による出資や事業参画・運営支援等の支援は、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決への貢献に資するため、同機構の設立を指標として設定。
	リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発（プロジェクトへの参加を促進）	⑥	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数（出資企業＋受注関連企業） ＜アウトカム指標＞	平均2社/件以上	28年度	平均2社/件以上	29年度	<p>平均2社/件以上</p> <p>平均2社/件</p>	<p>平均2社/件以上</p> <p>—</p>	<p>これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点から、平成27年11月25日に、海外で電気通信事業、放送事業又は郵便事業等を行う者に対して、リスクマネーの供給や専門家派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）」を設立。JICTの業務が開始され、具体的な目標設定が可能となったため、新たに測定指標を設定。</p> <p>JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発（プロジェクトへの参加を促進）することを狙いとするものであることから、その政策効果を測定する指標として、「JICTの支援案件に参加する日本企業数（出資企業＋受注関連企業）」を設定。</p>	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
		27年度	28年度	29年度			
(1)	国際会議への対応(平成17年度)	167百万円 (141百万円)	184百万円 (128百万円)	184百万円	1,2	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等 ・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数:7件(平成29年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参加及び意見交換の実施状況:38回(平成29年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>高級実務者レベルによる二国間会合の開催や各種国際会議等への出席を通じて、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0125
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金(昭和24年度)	694百万円 (694百万円)	787百万円 (787百万円)	625百万円	1	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUの職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合:9%(平成29年度) ・ITUの幹部職員数(D1以上)に占める日本人幹部職員数の割合:9%(平成29年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUが開催する国際会議等の数:366回(平成29年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ITU構成国の義務として分担金を負担し、また、拠出金によりITUの活動を支援することにより、ITUに対する直接的な影響力の確保、我が国の政策の反映など、ITUにおける我が国のプレゼンスを向上させることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0126

(3)	経済協力開発機構 (OECD) への拠出(平成13年度)	38百万円 (38百万円)	40百万円 (40百万円)	69百万円	<p>OECDの「デジタル経済政策委員会 (CDEP)」は、インターネットの爆発的普及に伴うオンライン上のセキュリティ、消費者保護等の新たな課題やICT活用推進、それに伴う新たな競争政策上の課題等に取り組むことが求められている。</p> <p>我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業にこれまで以上に貢献するため、財政上の支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル経済政策委員会関連の職員数(専門職以上)に占める日本人職員比率:4%(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数:4人(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 OECDのデジタル経済政策委員会 (CDEP) への拠出を通じて、同委員会における取組として我が国の政策を反映したプロジェクト等を推進することにより、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	0127
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出金(昭和54年度)	232百万円 (232百万円)	200百万円 (200百万円)	148百万円	<p>アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成やデジタル・ディバイド解消の取り組み等を支援するために拠出するものである。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・APT職員数(D1以上)に占める日本人職員数の割合:30.4%(平成29年度) ・APT職員数(専門職以上)に占める日本人幹部数の割合:30.4%(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・APTが主催する会議等の数:25回(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 APT憲章に基づく加盟国の義務として分担金を負担し、また、技術の標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等、APTの活動を拠出金によって支援することにより、ICT分野の人材育成やデジタルディバイド(情報格差)解消等の取組を通じてアジア・太平洋地域において我が国の政策の反映や技術紹介が可能となり、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	0128
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業(平成21年度)	4百万円 (4百万円)	20百万円 (20百万円)	11百万円	<p>ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見の数:6件(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・各年度の実施プロジェクトの件数:5件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ASEANにおけるICTの発展に資するワークショップやセミナー等を実施することにより、ASEANのニーズを踏まえた日本の情報通信技術・知見の紹介や、日ASEAN間の協力枠組み構築、政策合意形成の機会となることから、我が国ICT企業の海外展開に貢献するとともに、ASEAN各国の課題解決への貢献に寄与する。</p>	0129

<p>(6)</p>	<p>国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施(平成11年度)</p>	<p>92百万円 (84百万円)</p>	<p>92百万円 (79百万円)</p>	<p>89百万円</p>	<p>1.4</p> <p>(1)我が国の最先端の技術等を世界に発信することは、国際競争力確保の点からも重要であるため、英文ニュースレター等による情報発信を行う。 (2)諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等を収集することは、今後の情報通信分野の政策を企画・立案、海外市場への国際展開を検討する上で必須なため、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報、政策動向、サービスニーズ等の最新状況等グローバルな課題に関する情報の収集・分析および調査を行う。 (3)情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際協定の適用・解釈等について国際法に詳しい専門家からアドバイスを受け、また国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等:4件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信、調査研究の実施件数:5件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 海外における情報通信分野概況等の情報収集・分析、途上国における国際協力の在り方に関する調査研究の実施、我が国情報通信政策等の諸外国への発信を通じ、国際的な政策動向・市場動向を踏まえた制度設計に必要な情報を整理することにより、情報通信分野の政策の企画・立案、国際競争力の強化及び国際経済紛争防止のための検討・対処が可能となり、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することが期待できる。</p>	<p>0130</p>
<p>(7)</p>	<p>ICT国際競争力強化パッケージ支援事業(平成27年度)</p>	<p>1,145百万円 (1,112百万円)</p>	<p>1,771百万円 (1,661百万円)</p>	<p>606百万円</p>	<p>3.4</p> <p>ICTインフラプロジェクトを相手国のニーズに応じて「パッケージ」で提案し、成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進しつつ、案件受注に向けて展開ステージ(案件発掘、案件提案、案件形成+戦略的対外広報)の移行を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・規制・展開可能性調査、実証事業、官民ミッション派遣、セミナー実施年度から3年以内における事業化や日本企業の受注事件数:5件(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・官民ミッション派遣・セミナー等実施件数:8件(平成29年度) ・実証実験、規制・展開可能性調査実施件数:18件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民ミッション、セミナー・シンポジウム、モデルシステムの構築(実証事業)等を実施することにより、我が国ICT企業が海外展開する際に、より一層の事業化・受注等が促進されることとなるため、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。</p>	<p>0131</p>
<p>(8)</p>	<p>G7情報通信大臣会合開催経費(平成28年度)</p>	<p>-</p>	<p>137百万円 (137百万円)</p>	<p>-</p>	<p>1</p> <p>平成28年5月26日・27日に我が国で開催する伊勢志摩サミットに先立ち、平成28年4月29日・30日に香川県高松市において、G7情報通信大臣会合を議長国として開催し、我が国の優れたICT技術を世界に強みに発信し、ひいては地方創生にも貢献する。この目的の実現のため、G7情報通信大臣会合を効率的・効果的に運営し、必要事務を外部委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・各国合意文書の数:1件(平成28年度) ・ICTに関する新たな取組の件数:1件(平成28年度) ・地方自治体等が主催する関連イベント及び関連会議の件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・G7情報通信大臣会合:1回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G7香川・高松情報通信大臣会合における成果文書の取りまとめやG7及びEUとのバイ会談での協議を行うことにより、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、国際的な政策協調に貢献し、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	<p>0132</p>
<p>(9)</p>	<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>5.6</p> <p>我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。</p>	<p></p>

(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等 (平成27年度)	産投出資: 20,000百万円 (1,872百万円) 政府保証: 7,000百万円 (0百万円)	産投出資: 22,200百万円 (3,150百万円) 政府保証: 45,700百万円 (0百万円)	産投出資: 22,450百万円 政府保証: 22,600百万円	5,6	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。		
政策の予算額・執行額		2,371百万円 (2,294百万円)	3,231百万円 (3,056百万円)	1,733百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂) (平成29年5月29日改訂)	第2章 具体的施策 1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
						未来投資戦略2017	平成29年6月9日	第2 具体的施策 IV 海外の成長市場の取り込み i)我が国企業の国際展開支援 ①インフラシステム輸出の拡大 ③データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成
						経済財政運営と改革の基本方針2017	平成29年6月9日	第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (6)海外の成長市場との連携強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「一」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-①)

政策(※1)名		政策17: 恩給行政の推進				担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官室他1室			作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官 遠山 哲也	
政策の概要		恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。				年度ごとの実績(値)(※2)	分野【政策体系上の位置付け】			国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】		[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会を実現 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために身命を賭して尽された旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					政策評価実施予定時期		平成30年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
	施策手段	基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)								
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度					
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	① ① ① 目標期間内の処理を徹底するため、部内会議で毎月の恩給請求処理状況を把握し、必要に応じて改善を図ること ＜アウトプット指標＞ 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	0.38か月分 (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以下 29年度	0.38か月分以下	0.36か月分以下 (平成23～27年度の平均値以下)	0.33か月分以下 (平成24～28年度の平均値以下)	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、恩給の裁定を迅速に行うことが重要。請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成24年度:0.37か月分、平成25年度:0.34か月分、平成26年度:0.33か月分、平成27年度:0.31か月分、平成28年度:0.28か月分				
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	② ② 相談電話混雑時間帯の相談体制の強化及び緊急時対応マニュアルの活用などにより相談者の待ち時間の減少を図ること ＜アウトプット指標＞ 恩給相談電話混雑率	15.4% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以下 29年度	15.4%以下	16.1%以下 (平成23～27年度の平均値以下)	16.3%以下 (平成24～28年度の平均値以下)	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に迅速に対応することが重要。恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成24年度:16.3%、平成25年度:15.8%、平成26年度:20.6%、平成27年度:14.0%、平成28年度:14.6% (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成24年度:698千人、平成25年度:630千人、平成26年度:568千人、平成27年度:508千人、平成28年度:447千人、平成29年度:384千人				
	③ ③ 相談情報の共有及び相談マニュアルの改善などにより各自の相談技術の向上を図ること ＜アウトカム指標＞ 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度	98.8% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以上 29年度	98.8%以上	99%以上 (平成23～27年度の平均値以上)	99.3%以上 (平成24～28年度の平均値以上)	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応することが重要。恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成24年度:99.1%、平成25年度:99.1%、平成26年度:98.4%、平成27年度:100.0%、平成28年度:100.0%、 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート				
達成手段(開始年度)		予算額(執行額)(※3)			関連する指標(※4)	達成手段の概要等				平成29年度行政事業レビュー事業番号		
		27年度	28年度	29年度								
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	374,498百万円 (369,028百万円)	325,688百万円 (319,070百万円)	280,400百万円	1～3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ・年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数):0.33か月分以下(平成29年度) ・恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数):16.3%以下(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象:恩給受給者数:384千人(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 恩給を適切に支給し、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者とその御家族の生活を支えとともに、安心して恩給を受給していただくこととなるため、恩給受給者等に対する行政サービスの向上に寄与する。				0142		
(2)	恩給法(大正12年)	—	—	—	1～3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。						

政策の予算額・執行額	374,498百万円 (369,028百万円)	325,688百万円 (319,070百万円)	280,400百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。